

徳島県障害者施策基本計画(素案)及び 徳島県障害福祉計画(第3期)(素案)（概要版）

1 「徳島県障害者施策基本計画（案）」について

(1) 概要

- ・ 障害者基本法第11条第2項に基づく障害者計画。
- ・ 障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的事項を定める計画
- ・ 現行計画は「新徳島県障害者施策長期計画」
- ・ 計画期間：6年間

(2) 主な見直しの項目

- 「障害者基本法」の一部改正や、「障害者虐待防止法」の成立等による「新たな理念や規定」を反映し、必要な時点修正を行う。

※12月16日に実施した徳島県地方障害者施策推進協議会において
当事者を含めた委員から出された意見を踏まえ、素案を作成

◆ 第1章 ○障害者の定義の見直し（障害者基本法に準拠）

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

◆ 第2章

追加・見直し項目

- | | | |
|------------------|-------|--|
| 第1節 広報・啓発 | | ○ 選挙等における投票環境の向上に配慮 |
| 第2節 教育・育成 | | ○ 特別支援学校の適正配置と障害の多様化に応じた「多様な学びの場」を用意 |
| 第3節 雇用・就労 | | ○ 授産製品のブランド化などによる就労支援の強化と工賃アップ
○ 「発達障害者総合支援ゾーン」における、就労支援の実施 |
| 第4節 情報・コミュニケーション | | ○ 手話通訳者・要約筆記者の養成 |
| 第5節 保健・医療 | | ○ 移植医療体制の整備・強化 |
| 第6節 生活支援 | | ○ 障害者の消費者被害の実態や対応策についての情報提供を実施
○ 「障害者権利擁護センター」を設置し、障害者虐待防止を図る |

第7節 防災・減災、防犯対策

- 大規模災害発生時の避難所等において障害者の特性に配慮した、きめ細やかな支援の実施【協議会での意見を反映】
- 犯罪や事故等の当事者となった場合の配慮
- 関西広域連合等との連携

※要援護者に対する情報伝達手段の充実についても、前計画から引き続き実施

第8節 スポーツ・レクリエーション及び文化

- ブラジル・サンパウロ州、ドイツ・ニーダーザクセン州、中国・湖南省等との交流をはじめとした、経済、教育、スポーツ、文化等の幅広い分野における、障害者の国際感覚の醸成

2 「徳島県障害福祉計画（第3期）（案）」について

(1) 概要

- ・ 障害者自立支援法第89条第1項に基づく障害福祉計画（実施計画）
- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制に関し、必要な量の見込み等を定める
- ・ 現行計画は「徳島県障害福祉計画（第2期）」
- ・ 国の基本指針に基づいて目標を設定（目標年度は平成26年度）
- ・ 計画期間：3年間

(2) 主な見直しの項目

※基本計画と同様、徳島県地方障害者施策推進協議会での意見を踏まえて素案を作成

◆入院中の精神障害者の地域移行促進

- ・・・1年未満入院者の平均退院率（26年度目標）76%【新規】
- 5年以上かつ65歳以上の退院者数（26年度目標）1ヶ月16人【新規】

◆計画相談支援の利用対象者を大幅に拡大

- ・・・障害者自立支援法の改正により、新たに計画相談支援が必須化（26年度見込み）11,966人【大幅増】

◆障害者自立支援法の改正に伴う新たな項目の追加

- ・・・地域移行支援（26年度見込み）445人【新規】
- 地域定着支援（26年度見込み）183人【新規】

3 今後のスケジュール

平成24年	2月	2月議会（事前委員会）にて素案を報告
	2月下旬～	パブリックコメント（約1ヶ月間）
	3月下旬	徳島県地方障害者施策推進協議会（最終案を審議）
	4月～	新計画の計画期間開始

※国は、平成25年8月までに障害者自立支援法にかわる新たな法律「障害者総合福祉法（仮称）」の施行を目指しており、その制定内容によっては、計画期間中に両計画を見直す可能性がある